

平成29年度事業計画書

一般財団法人 日本自転車普及協会

平成29年度 事業計画書

I. 事業の概要

自転車は近距離交通手段・運搬手段としての利便性・経済性が高く、通勤・通学・買い物等広く市民生活の中で利用されてきた。加えて、現代人の健康志向を受けてスポーツ・レクリエーションの用具としての活用も高まってきている。また近年、地球温暖化防止が世界的な緊急課題となってきた中、その対策の一つとして自転車の無公害・省資源性が注目されていることなどから、一層の自転車利用が進んでいる。

しかしながら、自転車乗用環境はいまだ十分に整備されておらず、自転車利用者のモラルの低下などによる鉄道駅周辺や商店街地区等に見られる自転車の大量放置問題も十分に改善されているとは言い難い状況にある。また、交通ルール・マナーに関する教育も十分とは言えず、取り締まりも追いついていない中、自転車交通事故の減少は鈍く、未だに交通事故の約 2 割で推移している。特に歩道上においての人と自転車の事故が目立っており、事故の補償を巡るトラブルの増加、賠償金の高額化など、深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 27 年 6 月 1 日より改正道路交通法の一部が施行され、信号無視、酒酔い運転などの違反を繰り返す悪質な自転車運転者に対し、安全講習の受講が義務付けられ、自転車の安全利用促進に繋がることが期待されるが、違反者のみならず、一般の児童・生徒・学生・社会人・高齢者が、自転車の安全利用や健康効果について適切に学べる機会をより一層充実することも求められている。また自動車運転者に対しても、自転車が車両の仲間であり、車道通行が原則であることや、相互安全への意識を啓発して行く必要がある。

加えて、平成 28 年 12 月 16 日付で、議員立法による『自転車活用推進法』が公布され、当会が自転車月間推進協議会事務局として普及啓発してきた「5 月 5 日は自転車の日」「5 月は自転車月間」ということが、同法第 14 条において新たに定められた。

同法第 12 条では、国土交通省に『自転車活用推進本部』を設置し、国土交通大臣を本部長と定め、総務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・環境大臣・内閣官房長官・国家公安委員長を自転車活用推進本部員に任命していることから、本会としても同法の趣旨に基づき、関係省庁や地方自治体と積極的に連携して、自転車駐車場の整備や専用レーンの設置をはじめとする自転車の乗用環境の整備を積極的に押し進めていくとともに、さらなる道路交通法等関連法規の見直しを提起し、併せて自転車利用者に対し交通規則遵守、マナーの向上を促す啓発活動を実践していくことが重要となっている。

このような認識のもと、国民が自転車を安全かつ快適に利用できる環境の早期実現を目指し、自転車利用により得られる様々な社会的効用を広めるため、当会が運営する「自転車文化センター」を広く一般市民を対象とした情報発信拠点のひとつとすると共に、自転車安全利用の普及啓発、環境の整備促進等に関する事業を関係各方面の協力を得て実施していくものとする。

1. 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業【※】

(1) ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業

(2) ツアー・オブ・ジャパン富士山・東京ステージ開催及び広報に関する事業

2. 自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業
 - (1) 自転車月間推進事業【※】
 - (2) 自転車文化センター運営事業【※】
 - (3) バイコロジー推進事業【※】
 - (4) セミナー開催
 - (5) 自転車ポタリング
 - (6) 自転車利用実態調査
 - (7) 環境イベントとの連携事業
3. 自転車 ADR 事業
4. 自転車関連機器の普及等事業
5. 自転車総合ビル運営事業
6. 財団の運営に関する業務

II. 実施内容

1. 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業【※】

5月の「自転車月間」の主要行事として、我国における自転車競技の普及発展に資するため、UCI(国際自転車競技連合)公認の日本唯一の都府県をまたぐステージレース「ツアー・オブ・ジャパン」自転車ロードレースを、第20回大会として平成29年5月21日～5月28日に開催する。UCIクラス2.1へのランクアップにより、トップレベルの選手が集うプロチームの参加が可能となり、海外チームからも出場オファーが多数寄せられる大会となった。これにより、一般観客に向けた自転車競技の普及促進、既存ファンの満足度向上、新規ファンの獲得、さらに海外の強豪選手と共にレースを走ることにより国内選手の自転車競技レベルの向上が図られる。コースについては、堺、京都、いなべ、美濃、南信州(飯田市)、富士山(小山町)、伊豆、東京の全8ステージ(最大日程の8連戦)、総走行距離743.75kmで、国内8チーム、外国8チーム計96人の選手参加により実施する。

本大会は公道を使用して行うレースであり、広く一般に対し、いまだ軽視されがちな「自転車は軽車両である」という認識を高め、自転車走行環境の整備、利用者の交通ルール遵守、走行マナー向上等の重要性の周知を図り、さらに、身近である乗り物「自転車」によるロードレースを通し、その魅力・素晴らしさや可能性をPRすることで、我が国の自転車市民権の確立を目指す。

本大会の開催に際しては、これまで長年に渡って多くの団体・企業・組織の方々から多大なるご支援を受けてきたが、このたび第20回大会の開催にあたり、大会史上初めて、NTN株式会社(※東証一部上場の国内第2位・世界第4位のベアリングメーカー)から大会冠協賛のご支援を頂くことになった。自転車ロードレースの持つ魅力が広く一般に浸透・支持されてきていることと、TOJが取り組んできた地域貢献活動が認められた結果であり、我が国における自転車スポーツの更なる発展につながるものと期待される。

また、本大会を開催している地域の知名度の向上、大会を観光資源の一つとしたス

スポーツツーリズムの確立、地域の文化や経済の活性化に繋がる地域興しのモデルケースとなるよう努めていく。

(1) ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業

全ステージに関わる共通運營業務として、参加チームの招聘、宿泊・輸送に関する業務、競技の運営に関する業務、競技機材の設営・設置業務、各ステージ実行委員会との連絡調整業務を行う。

(2) ツアー・オブ・ジャパン富士山・東京ステージ開催及び広報に関する事業

富士山・東京ステージの会場設営、警察を始めとする関係機関との連絡調整業務、大会運營業務を行う。

さらに、富士山・東京の両ステージでパレード走行を実施し、一般観客やマスコミへのPRを行う。

また、大会広報業務として各種印刷物の作成、大会総集編のテレビ放映、会場内広報業務、プレス対応業務及び賞典業務を行うほか、レース映像のライブストリーミング配信を行い、来場している観客だけでなく、一般の方にも自転車ロードレースの観戦機会を創出することで、ファンの拡大を図る。

さらに、大会をグレードアップするため、国内外の自転車競技事情に精通した有識者を大会事務局に迎え、運営強化を図る。

また、大会グッズを充実させることで、一般観客サービスの向上、またグッズを通して大会のPRを実施する。

加えて、本年はツアー・オブ・ジャパンとなって第20回目の大会という大きな節目を迎え、2020年東京オリンピック開催に向けて本大会の拡充を図ることを目的として、最終ステージである東京ステージの魅力や集客効果をさらに高めるため、『TOJ東京ステージ新コース調査検討委員会』(仮称)を設置し、関係団体等と連携して調査・準備活動を実施する。

2. 自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業

(1) 自転車月間推進事業【※】

自転車を安全に利用するための環境整備や正しい乗り方の普及啓発を目的として制定された自転車月間の趣旨を広く知らしめるため、5月5日に自転車の日記念行事「サイクルドリームフェスタ2017」を、大勢の来場が見込め、自転車試乗会などが実施できる聖徳記念絵画館前通り(新宿区霞ヶ丘町)において開催する。周辺環境と交通アクセスに恵まれた同所での開催により、直近2年間出展社・来場者共に連続して増加していること、毎年同じ場所で開催することで、広く一般への周知が広がり「また来たい」という意見も多いことから、今年度もさらに出展社を増やし、自転車専門誌やフェイスブックなどを利用し広報を充実させ、さらなる来場者の増加を図り、2020年の東京オリンピック開催に向けた自転車道の整備等に繋げていけるイベントを目指す。

また、平成28年12月16日付で公布された「自転車活用推進法」第14条で「5月5日は自転車の日」「5月は自転車月間」と定められたことを受けて、国や地方自治体

等関係機関と連携して、より一層自転車の有効活用と利用促進の普及啓発に努める。

- ① 自転車交通安全教室
- ② 自転車安全走行シミュレーターコーナー
- ③ 自転車キッズ検定
- ④ 自転車体験試乗会(高級スポーツバイク、電動アシスト車、子供用自転車)
- ⑤ おもしろ自転車試乗会
- ⑥ 自転車メンテナンス講座
- ⑦ バイコロジー活動／ツアー・オブ・ジャパンPR
- ⑧ 発電自転車体験
- ⑨ 協賛ブース展示
- ⑩ スタンプラリー
- ⑪ 各種トークショー

等の内容で実施する。

また、自転車月間事業を円滑に推進するため、自転車月間推進協議会総会を適宜開催する。

(2) 自転車文化センター運営事業【※】

自転車に関する総合情報提供施設「自転車文化センター」を拠点に、地域を始め広く一般市民を対象に、自転車に関する正しい認識と理解を深め、自転車文化を醸成するため、次の事業を行う。

① 自転車に関する総合情報提供事業【※】

自転車に対する市民の関心は高く、各種自転車情報収集のニーズがあるため、国内外の自転車関連資料及び情報の調査・収集を行う。

収集した資料・情報はデータベース等で管理し、研究成果と併せて、展示やスタッフの対応を通して来館者に提供する。

また、自転車文化センターのホームページにおいて成果を広報する。

② 自転車に関する企画展の実施【※】

乗り手の体格や用途に合わせてオーダーメイドで創る高い技術を持った職人・専門メーカー等が製作した自転車・パーツの展示会「ハンドメイドバイク展」は、職人の匠の技を直接体感出来る質の高い展示会であり、近年では連続して出展社、来場者が増加している。日本の伝統工芸である自転車製作の技を、自転車初心者の方に周知出来る様、「見て」「聞いて」「話して」「体験」出来る様、自転車産業の振興と人にやさしい健康で安全な社会作りの推進を目指すイベントを開催する。

③ 自転車に関するテーマ展示【※】

来館者に対して自転車の魅力を紹介し、新たな活用方法を知ってもらい、さらに自転車ファンを増やすことを目的として、下記のテーマ案を元に館内ギャラリー・ライブラリーで展示を実施する。

- ・『自転車月間PR(「サイクルドリームフェスタ」「第20回ツアー・オブ・ジャパン)』
- ・『女性用自転車の変遷』展

・『ミニチュア自転車』展

その他テーマによってミニ展示コーナーなどを実施しながら展示の拡充を図る。

④ 自転車教室(楽しさと安全利用)【※】

自転車の仕組みや、特性、ルールや安全で楽しい乗り方など、自転車の健全な普及啓発を図るため、一般の人々が参加・体験できる出張教室を開催する。

特に、今年度は自転車が倒れない理由など、自転車独特のしくみを体験や分解などを行いながら、特別キットを使い詳しく解説し実施する。自転車の楽しさや素晴らしさに加え、自転車の特性、点検等の知識を正しく教える機会を提供する事で、安全で楽しい自転車の乗り方や関心を高める。

さらに、年を追って増加している地方自治体やシルバー人材センター・小学校PTA等からの依頼に応え、自転車シミュレーターを活用し、若年層や高齢者等参加者の自転車利用状況に合わせた内容の出張自転車交通安全教室を、適宜開催する。

⑤ 自転車常設企画展示

年間約50万人が来館する「科学技術館」(千代田区北の丸公園内)2階に、歴史的自転車実物等の展示室『自転車広場』を出展する。【※】

また、年間約10万人が来場する日本サイクルスポーツセンター及び250mトラックによる自転車競技場「伊豆ベロドローム」(静岡県伊豆市)において、歴史的自転車と当センターの施設紹介展示を行う。

これらの施設に来場する社会科見学の小中学生や家族連れ、および自転車競技関係者に対して、展示を通じて自転車文化の醸成と理解促進を図る。

⑥ 自転車利用環境調査研究【※】

自転車の歴史、自転車安全利用対策、スポーツ・レジャーとしての自転車の普及など様々な要素を持つ自転車について、新たな情報提供・提案が求められている。このため所蔵資料の解読や街頭並びに実技講習等での各種データ収集とその解析、各種イベントの参加を通じて新たな知見・技術・方法の掘り起しを行い、これらの成果を報告書として発行・各種雑誌への投稿・専門学会での発表等で広く広報する。こうした活動を通して、マスメディアからの取材、国や地方自治体・公益団体・民間企業等からの協力要請が期待され、自転車文化センターが情報発信基地としてより一層の地位向上が図られる。

(3) バイコロジー推進事業【※】

自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する活動や地球環境にやさしいなど数々の利点を持つ自転車の活用を一層進めるバイコロジー運動推進事業「バイコロジー＝バイク(自転車)＋エコロジー」については、『自転車活用推進法』第8条における自転車活用の推進に関する重点施策として掲げられている15項目のうちの複数に合致していることから、より一層の自転車活用推進を目指した事業を全国で展開して行く。また、本事業を円滑に推進するため、バイコロジーをすすめる会総会を開催する。

① バイコロジ－地方組織開催事業

全国 27 バイコロジ－地方組織と連携を取り、「全国統一自転車利用促進キャンペーン」（「春の全国交通安全運動」「5月自転車月間」「秋の全国交通安全運動」の年3回）、「自転車による福祉・健康増進事業」を行う。キャンペーンに際しては、自転車安全啓発品を作成し、各バイコロジ－組織のメンバーが駅前や街頭などにおいて、広く一般市民に対して啓発品を直接手渡ししながら、自転車の安全利用を呼び掛ける。

加えて自転車安全教室やサイクリング大会等をそれぞれの地域で開催し、自転車を安全に楽しく利用してもらうための正しい知識を訴え、意識の向上を図る。

また、事前・事後の情報発信を、バイコロジ－ホームページを通じて行い、全国的なバイコロジ－運動の浸透を図る。

② バイコロジ－地域リーダー育成セミナー

自転車を安心して乗ることが出来る環境づくりや、今後の自転車のあり方等を一般の方へ伝えるためのカリキュラムに基づいたセミナーを開催することにより、地方におけるバイコロジ－運動のリーダーを育成し自転車市民権運動の活発化を図る。

本年度は、「自転車による地域活性化」とし、バイコロジ－を通じた安心・安全な社会づくりと、自転車を活用した地域社会の活性化の取り組み事例と方法等を紹介し、それぞれの地域の実情にあわせた自転車の有効活用などを提案するセミナーを実施する。

(4)セミナー開催

新しい自転車利用の社会的認知を図るとともに、高付加価値自転車の普及等を目的として、自転車利用による地球環境への負担軽減、健康増進、文化・技術面、交通事故対策、交通ルールの遵守、走行環境整備など、「自転車が果たす社会的な役割」を広く一般に啓発し、様々な問題を共に考える場として、有識者を講師として招き、セミナーを計 10 回程度開催する。

(5)自転車ポタリング

自転車の安全で正しい利用方法の普及を目的とした「ポタリング」を東京近郊で、年 1 回開催する。実施にあたっては、事前に交通規則等の講習会を実施し、走行中は、ルール遵守の啓発を併せて行い、「自転車は車両の仲間」であることを実感していただきながら、余暇としての自転車利用を提案する。

(6)自転車利用実態調査

① 自転車走行状況調査

自転車は車道の左側走行が原則であるが、東京都内における自転車の走行状況等の実態を把握するため、実際の走行空間、危険走行の実態等を調査し、その状況を本会ホームページで公開することにより、一般の方に車道走行を認知していただくことを目的に行う。調査は、自転車利用者の多い複数の地点において、毎日（土日、祝日等は除く）午前・午後各 1 回実施し、ルール・マナー遵守等の啓発を図る。

さらに、学校の協力をいただき高校生の自転車通学における走行状況の実態を調査し、その状況の問題点を探り今後の自転車安全利用促進を図る。

② 自転車乗用環境実態調査

自転車を取り巻く環境は、厳しさを増している昨今、東京都内における自転車利用における乗用環境の実態を把握するために、駐輪状況(放置含む)・自転車レーンの確認および危険箇所の選定(交差点など)等を調査し、その状況を本会ホームページで公開することにより、一般の方が快適に自転車利用を促進できる環境の実現を目的に行う。

(7)環境イベントとの連携事業

自転車が地球環境にやさしい乗り物であることから、意識の高い国民への自転車利用の促進、ひいては循環型社会の中で自転車を重要な交通手段として位置付ける機運の醸成を図るために、環境イベント等を主催している団体などと連携を図る。

3. 自転車 ADR 事業

自転車と歩行者、自転車同士の事故が増加している中、保険制度の未整備や賠償責任意識の希薄さから、自転車関連事故における当事者間の紛争も増えている。また、自転車の交通事故を専門に扱う機関がないことから、紛争処理に多大な経費・労力がかかることや、結果として泣き寝入りになることが見受けられる。こうした状況を鑑み、本会が自転車関係団体等の協力の下、自転車専門の ADR センターを立ち上げた。

本年度においては、引き続き、「自転車 ADR センターのウェブサイト」を活用した事業の広報を行うとともに、業務体制を充実させ、より一層の自転車事故に関する紛争解決・防止に努める。また、自転車交通事故に関連する情報の収集方法を確立するとともに、本センターが取り扱った事故・紛争事例の分析から自転車利用者への事故予防啓発を行い、ひいては自転車に関する法制度の整備・発展につなげていくものとする。

4. 自転車関連機器の普及等事業

自転車競技運営に欠かせない映像機器、投票業務用機器等自転車競技用機器等のリースを、希望者に対して実施し、自転車競技施設の近代化に寄与する。また、自転車競技の円滑な運営と高い競技レベルの維持に資するため、競技用自転車タイヤに関し、本会で製品の備蓄を行い、利用者に販売する他、関連する自転車アクセサリーの販売も行う。

5. 財団の運営等に関する業務

自転車総合ビル(目黒)の管理運営・保守業務を、引き続き行うとともに、1991年11月のビル竣工から25年以上経過しているため、前年度のビル建物状況調査を踏まえて、外壁の補修(タイル・窓カーテンウォールコーキング)など大規模改修工事を実施する。

また、赤坂一丁目再開発ビル(正式名称:赤坂インターシティAIR)が8月末に竣工するため、建物の権利変換を実施するとともに赤坂一丁目地区市街地再開発組合から、新たな共有者組織に加入する予定である。

財団の運営については、平成29年5月と平成30年3月に通常理事会を開催するとともに、定時評議員会を平成29年6月に開催する。なお、今期においては、理事1名が改選となる。また、平成29年6月に平成28年度公益目的支出計画実施報告書を内閣府公益等認定委員会に提出する予定である。

***なお、【※】の事業については、(公財)JKAからの公益振興補助事業として実施する。**